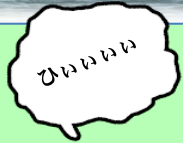


米谷出張所は、岩手県境から分流施設上流までの北上川を管理しています。
ここでは、出張所管内での様々な活動をお知らせいたします。

タンクからの油流出事故にご注意を！

きれいな川を守ろう 油漏れを防ぐための心掛け



* その場を離れない目を離さない

ホームタンクなどから灯油を小分けする時は絶対にその場を離れないようにしましょう。

* 定期点検を怠らない

配管やホームタンクの定期点検に努めましょう。

* 屋根からの落雪や除雪時に注意

屋根からの落雪や除雪作業で、ホームタンクや給油管が破損していないか注意しましょう。

* 配管の場所には目印を

配管の破損を防ぐために雪囲いをしたり、配管の場所が雪でわからなくならないように目印を立てておきましょう。



万一、油を流出させてしまったら… **消防署、または市役所へ、すぐに連絡を！！**

回収・処理に要した費用は、〈原因者〉の負担となります！



水質事故を起こすとどうなる？



水質事故は、人の故意または事業所や工場の機械の故障・誤操作などにより、油類や有害物質等が河川に流出する事故をいいます。水質事故が発生すると、以下のような異常が発生します。

【河川の異常】

- 河川水への油膜、着色、異臭など
- 貧酸素状態
(水中に溶けている酸素濃度が低下すること)



【異常発生による被害】

- 水道水の取水停止
- 人体への健康被害
- 河川の生態系への被害
(魚の斃死(へいし)等)

水質事故を起こした場合、流出箇所の処理、土壌の処理、河川への流出防止等の処理は原因者が行うことが基本となります。しかし、緊急を要するため、消防や市町村、県や国が処理を行う場合があり、処置費用については後日原因者へ請求することになります。

河川法第18条

※ 文章を簡略化しています。

河川を損傷若しくは汚損した行為によって生じた河川の維持を原因者に行わせることができる。

河川法第67条

※ 文章を簡略化しています。

河川管理者は他の行為により必要を生じた河川維持に要する費用については当該地の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。



自画自費!

祝! 米谷出張所だより 第100号

米谷出張所だよりが平成26年6月の発行から10年が経過しました。これまで米谷出張所管内での北上川に関わるさまざまな活動をご紹介してきましたが、今回、記念すべき第100号を迎えることができました。

そこで! 改めまして、米谷出張所は何をしているところなのか、ご紹介したいと思います☆

業務内容

米谷出張所では、登米市内を流れる北上川(岩手県境から分流施設上流まで)と二股川の一部を管理しています。堤防整備などを行う河川改修や、堤防の除草や河川の点検などの維持管理、出水時の樋門樋管の操作、河川巡視などの業務を行っています。また、河川に関する許認可、お問い合わせの窓口になっています。

河川巡視

河川巡視は、堤防の損傷や不法投棄、樋管などの河川管理施設に異状がないかなどをパトロールカー(写真参照)で週2回点検しています。車から見えなところは、徒歩や船を使って点検しています。米谷出張所管内の点検はもちろんのこと、飯野川出張所や涌谷出張所へお手伝いに行くこともあります。

米谷出張所だより第1号



河川パトロールカー



✿ 編集後記 ✿

ついに第100号の発行となりました。これまで発行し続けてきた先輩方の積み重ねのおかげです。これからもわかりやすく親しみやすいお知らせを続けてまいります。

まいあさ寒く、ふとんから出るのが大変な時期ですね。
いつもこの時期には一年を振り返り、
やり残したことがないか、来年の予定に加えることがないかを考えて、新たな一年をよりよく過ごすために、来年のよていを考えようと思うのですが、なかなかくろみ通りにはものごとは進まない。それでも、計画しないよりは、すこし考えた方がうまくいく気がするので、続けていきたいと思えます。
特に意味はない文章ですが、これからも「まいやをよろしく」お願いいたします。

～米谷出張所長～

▲米谷出張所だより第1号では、草刈り作業と刈草の無償提供、排水ポンプ車の訓練のお知らせを掲載していました。

これからも少しでもわかりやすく、お知らせしていけるように作ってまいります。

1月開催のお知らせ

ただ今「川をきれいに」をテーマにした児童図画コンクールの入選作品展示会を大崎市地域交流センターを皮切りに開催しています。来月は登米市豊里町の豊里公民館で開催を予定しています。力作揃いの展示会に、みなさんぜひ足をお運びください。

ただ今開催中 → 大崎会場：大崎市地域交流センター2階 12月13日(金)～12月26日(木) 13:00まで
登米会場：豊里公民館 R7年1月11日(土) 9:00～1月24日(金) 13:00まで

良いお年を
お迎え下さい

国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 米谷出張所

〒987-0902 宮城県登米市東和町米谷字古館5-4 TEL 0220(42)2211 FAX 0220(42)2249

北上川下流河川事務所ホームページ URL: <https://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/>

